

健発第1030001号
平成15年10月30日

各 { 都道府県知事
政令市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

地域における行政栄養士の業務について

地域における行政栄養士（地方公共団体において地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等をいう。以下同じ。）の業務については、従来、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び栄養改善法（昭和27年法律第248号）に基づき実施されてきたところであるが、今般、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備を目的として栄養改善法を引き継ぎ拡充するかたちで健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）が制定されたことに伴い、法第7条第1項に基づき平成15年4月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示第195号。以下「基本方針」という。）を定めるとともに、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生労働省告示第374号）を平成15年5月に改正した。

こうした状況の中で、行政栄養士の果たす役割はますます重要となっていくことから、各地方公共団体におかれては、下記の事項に留意のうえ、当該区域における行政栄養士の専門性を活かした体制の整備に特段の御配慮をお願いしたい。

なお、市町村における行政栄養士の配置については、地方交付税の算定対象となっていることを申し添える。

おって、平成12年12月27日健医発第1897号通知「地域における行政栄養士の業務について」は廃止する。

記

- 1 地域における行政栄養士の役割は、健康づくりや食生活改善に関する指導を通じ地域の住民の健康の増進を図ることであり、具体的には、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じ、必要な栄養指導を行うことや難病患者等に対する栄養指導など専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導その他の保健指導などが挙げられる。

また、地域の実状に応じた健康づくり及び食生活改善を効果的に推進するため、健康づくり及び食生活改善に関する事業の企画立案、予算化など具体的な施策の推進に積極的に参画し、また、専門的な情報の収集、蓄積、提供等の基盤整備を進めることも重要である。

- 2 都道府県及び市町村は、行政栄養士の計画的かつ継続的な確保に特段の御配慮をいただきたい。この際、都道府県にあっては、母子保健、老人保健、食品保健等の地域保健対策の推進のための業務を担当する各部門（企画部門を含む。）ごとに健康づくり及び食生活改善に関わる行政栄養士を確保することに、市町村にあっては、地域の実状に応じ、1人以上の行政栄養士を確保することに、それぞれ、御配慮いただきたい。

あわせて、各都道府県においては、行政栄養士が未配置である市町村に対し、その配置を促すため、当該市町村における行政栄養士の配置計画の作成等に関して必要な支援を行うことにつき御配慮いただきたい。

- 3 都道府県及び市町村は、日々進展する保健、医療、福祉等に関する知識及び技術、連携、調整に係る能力、行政運営に関する能力を養成するため、行政栄養士に対する現任教育（研修（執務を通じての研修を含む。）、自己啓発の推奨、地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動その他の手段による教育をいう。以下同じ。）を体系的に実施するよう御配慮いただきたい。その際、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」（平成9年自治能第78号）に基づき、各地方公共団体において策定した人材育成指針により、体系的に実施し、行政栄養士の資質の向上に努められるよう御配慮いただきたい。

- 4 都道府県及び市町村は、法第7条に基づく基本方針の推進並びに法第8条に基づく都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定及び実施にあたっては、行政栄養士の積極的な活用を図るよう御配慮いただきたい。また、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の推進や、文部科学省及び農林水産省の連携による「食生活指針」を地域の実状を踏まえつつ、進めていくにあたっては、行政栄養士の積極的な活用に御配慮いただきたい。